

令和2年5月27日

区内学童クラブに児童が在籍する保護者の
勤務先事業者の皆様

世田谷区長 保坂 展人

世田谷区の放課後児童健全育成事業（学童クラブ）のご協力をお願い

日頃より、世田谷区の児童行政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。
新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、区は事業者の皆様に向けて、4月14日
「世田谷区の学童クラブの利用縮小に向けた協力をお願い」を出させていただき、利用を
休止する措置をとってまいりました。この間のご理解とご協力に感謝申し上げます。

報道等にございますとおり、緊急事態宣言が5月25日に解除されました。区内学童ク
ラブの休止措置は5月31日まで継続することといたしますが、感染が再び広がるリスク
があることから、当区におきましては、休止措置は解除いたしますが、規模を縮小して運
営することとし、6月1日以降当面の間は、引き続き、就業先等と調整の上自宅で過ごす
ことが可能な児童については、出来るだけ学童クラブの利用を控えていただくよう、要請
することといたしました。

このような状況を受け、児童への新型コロナウイルス感染症拡大を最大限防止するため、
児童の保護者をご勤務されている事業者の皆様におかれましては、今般の区の方針等の趣
旨をご理解いただき、保護者への特段のご配慮をあらためてお願いいたします。

新型コロナウイルスとの闘いに打ち克つためには、緊急事態宣言解除後もしばらくの間
はこれまで行ってきた取り組みを、区民、事業者、世田谷区が一丸となって継続する必要
がございます。何卒、ご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

なお、厚生労働省「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金（労働者
を雇用する事業主の方向け）」は、自治体や放課後学童クラブから利用を控えるよう依頼
があった場合にも対象となります。あわせてご検討いただければ幸いです。

**【厚生労働省「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金（労働者を雇
用する事業主の方向け）」】（対象期間：令和2年2月27日から6月30日）**

- ・支給要件の詳細や具体的な手続きは厚生労働省ホームページにてご確認ください。
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html)
- ・お問い合わせ先：学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター
電話 0120-60-3999 ※土日・祝日含む（受付時間：9:00～21:00）